



# 市役所からののお知らせ

市役所からののお知らせをお伝えします。催し物などは、イベント情報に掲載しています。

- ▶ 市役所本庁舎 ☎ 0175-22-1111
- ▶ 川内庁舎 ☎ 0175-42-2111
- ▶ 大畑庁舎 ☎ 0175-34-2111
- ▶ 脇野沢庁舎 ☎ 0175-44-2111
- ▶ お問合せメール [info@city.mutsu.lg.jp](mailto:info@city.mutsu.lg.jp)
- ▶ 市ホームページ <http://www.city.mutsu.lg.jp>
- ▶ 市公式フェイスブック <https://www.facebook.com/mutsu.city>

## 7月1日現在 人口・世帯数

※住民基本台帳による

人口	59,043人 (-16人)
むつ地区	46,432人 (-12人)
川内地区	4,019人 (-3人)
大畑地区	7,005人 (+4人)
脇野沢地区	1,587人 (-5人)
世帯数	29,227世帯 (+3世帯)
	( )内は前月比



**平成30年度むつ市職員募集**  
**〈試験日・場所〉**  
 ・第一次試験 9月17日(日)  
 ・第二次試験 10月下旬  
 ・ともに市役所本庁舎  
**〈申込受付期間〉**  
 7月18日(火)～8月25日(金)  
 平日の午前8時30分～午後5時15分  
 ※郵送は8月25日(金)必着  
**〈受験申込書類の入手方法〉**  
 7月18日(火)より、本庁舎ほか各庁舎管理課および図書館、中央公民館で配付。郵送で請求の場合は、返信用封筒(角2封筒に120円切手を貼付、あて名を明記)を同封し、市総務課人事担当まで。市ホームページからもダウンロードできます。  
**〈職種・採用予定人員〉**  
 上級・初級行政、保健師、上級・初級土木、上級・初級建築、上級・初級建築電気、上級・初級建築機械、行政事務(身体障がい者対象)、社会人枠(行政等)計22名程度

**総務課人事担当**  
 ☎ 03518686  
 むつ市中央1-8-1  
 ☎ 22-1111内線2115



**むつ市総合防災訓練**  
 8月25日 川内地区にて開催  
 本訓練は、地震による被害を想定した各種訓練を行うもので、災害応急対策が迅速かつ的確に行えるよう訓練し、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図るものです。  
 事前にサイレンの使用を放送によりお知らせしますが、サイレンは大音響で響き渡りますので、ご理解とご協力をお願いします。訓練会場では、パトカーなどのサイレンやヘリコプターなどの騒音

**防災安全課**  
 ☎ 22-1111内線2135

**第3期納期限**  
 市県民税、固定資産税、国民健康保険税および介護保険料の第3期の納期限は8月31日(木)です。

納期限までに納付してください。また、納付が困難な場合はお早めにご相談ください。  
**◆納税作品募集**  
 小・中学生を対象に作文、ポスター、習字の納税作品を募集しています。夏休み中に作成し、学校を通して応募ください。参加賞もあります！  
**問 納税課納税管理担当**  
 ☎ 22-1111内線2252  
**◆納税課 夜間・休日窓口**  
 〈いつ〉8月25日(金)～31日(木)  
 (平日)午前8時30分～午後7時30分  
 (土日)午前8時30分～午後5時15分  
 〈どこ〉本庁舎納税課  
**問 納税課収納担当**  
 ☎ 22-1111内線2232  
**8月から高額介護サービス費の月々の負担の上限が変わります**  
 〈高額介護サービス費とは〉  
 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には

月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。初めて該当になった方または該当になっても申請の手続きをされていない方に、市より通知しています。  
**〈どう変わるのか〉**  
 世帯のどなたかが市民税を課税されている方の負担の上限が月額3万7200円から4万4400円に引き上げられます。ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間4万6400円(3万7200円×12か月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)  
**問 介護福祉課介護保険担当**  
 ☎ 22-1111内線2562

**時 日時 場 場所 問 問合せ・申込先**

**教育相談**  
**時** 土・日・祝日を除く毎日9:00～16:00 **問** 相談専用電話  
**場** 教育研修センター ☎ 22-0974  
 予約制です。中学生までの教育に関する相談を受けます。

**消費生活相談**  
**時** 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 **問** むつ市消費生活センター  
**場** 市役所本庁舎産業振興課内 ☎ 22-1353  
 消費者トラブルや悪質商法、多重債務の相談を受けます。

**45歳未満の方の職業相談**  
**時** 土・日・祝日を除く毎日9:00～17:00 **問** ジョブカフェあおもりサテライトスポットむつ  
**場** 市役所本庁舎内サテライトスポットむつ ☎ 22-1146  
 求人案内、職業紹介、履歴書添削指導、職業適性診断を行います。

**暮らしとお金の安心相談会**  
**時** 第3水曜日 10:00～16:00 **問** 消費者信用生活協同組合青森相談センター  
**場** 市役所本庁舎市民相談室 ☎ 017-752-6755  
 予約制です。借金など家計の悩みについての相談を受けます。

**生活困窮者自立支援相談**  
**時** 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 **問** 生活福祉課  
**場** 市役所本庁舎生活福祉課 ☎ 22-1111内線2542  
 生活維持・仕事探し・将来のことなど相談員が相談を受けます。

**心配ごと・結婚相談**  
**時** 毎週月曜日 10:00～15:00 **問** むつ市社会福祉協議会  
**場** 社会福祉協議会(市役所本庁舎内) ☎ 22-2731  
 祝日の場合は翌日に相談を受けます。

## 各種相談日程

**法律相談**  
**時** 8月25日(金) 12:30～ **問** 市民連携課  
**場** 市役所本庁舎市民相談室 ☎ 22-1111内線2154  
 予約受付は8月1日(木)午前8時30分開始。1人30分、定員6名(先着順)

**法テラス法律相談**  
**時** 8月9日(水) 12:30～ **問** 法テラス青森  
**場** 市役所本庁舎市民相談室 ☎ 050-3383-5552  
 前日までの予約必要。1人30分、定員6名(先着順)

**行政相談**  
**時** 8月21日(月) 10:00～15:00 **問** 市民連携課  
**場** 市役所本庁舎市民相談室 ☎ 22-1111内線2154  
 行政が行う仕事についての各種相談を受けます。

**人権相談**  
**時** 祝日を除く月・水・金曜日 10:00～17:00 **問** 青森地方方法務局むつ支局  
**場** 下北合同庁舎2階相談室 ☎ 23-3202  
 家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

**人権相談**  
**時** 8月3日(木) 10:00～15:00 **問** 大畑庁舎管理課  
**場** 大畑庁舎会議室 ☎ 34-2111  
 家族間や近隣関係のこと、学校や職場内のことなどの相談を受けます。

**健康なんでも相談**  
**時** 土・日・祝日を除く毎日8:30～17:15 **問** 健康推進課  
**場** 市役所本庁舎健康推進課 ☎ 22-1111内線2574  
 保健師や栄養士が相談を受けます。

### 国民健康保険のお知らせ

**◆70歳から74歳までの方へ**  
 新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。これまで使用していた高齢受給者証は8月1日以降にハサミを入れるなどして処分してください。また、8月になっても高齢受給者証が届かない方はご連絡ください。  
**◆9月下旬に長期不在となる方へ**  
 10月から使用する保険証を9月下旬に簡易書留で郵送する予定です。自宅に誰もいない等、受け取り困難な方は住所地以外にも郵送できますので、お早めにお知らせください。

**◆特定健診未受診の方へ**  
 多くの方へ特定健診を受診していただくため、電話で受診をお勧めします。  
 〈いつ〉7月末～11月末まで  
**問 国保年金課国保担当**  
 ☎ 22-1111内線2433

### 衆議院小選挙区の変更

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における『票の較差』を是正するため、平成29年7月16日に区割りを変更するための法律が施行されました。これに伴い、青森県は定数4から3となり、むつ市

第1区	青森市(浪岡地区含む)、むつ市、東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)、下北郡
第2区	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、上北郡(七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町)
第3区	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

の選挙区は新1区に変わります。全国では6県で1減により定数が295から289(6減)となります。  
 また、衆議院比例代表選出議員の定数においても、比例代表選挙区別で、東北、北関東、近畿、及び九州選挙区で1減となり、180から176(4減)となります。



**問 選挙管理委員会事務局**  
 ☎ 22-1111内線3313